

準不燃材料に関する建築材料を定める件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>準不燃材料に関する建築材料を定める件</p> <p style="text-align: center;">平成十二年 月 日</p> <p style="text-align: center;">建設省告示第 号</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」という。） 第一条第五号の規定に基づき、準不燃材料に関する建築材料を、次のとおり定める。</p> <p>第一 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間以上令第百八条の二各号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 不燃材料であるもの <p>第二 通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後十分間以上令第百八条の二第一号及び第二号に掲げる要件を満たしている建築材料は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 不燃材料であるもの <p>附 則</p> <p>この告示は、平成十二年 月 日から施行する。</p>	